

2006年11月30日

「植物新品種の保護の強化及び活用の促進に関する検討会」
中間とりまとめに対する意見

植物品種保護戦略フォーラム 座長 渡邊穎悦

このたび、とりまとめられた『「植物品種の保護の強化及び活用の促進に関する検討会」中間とりまとめ』は、その趣旨が育成者権の保護強化及び活用促進を目指しているものであり、その基本的な方向については、大いに賛同する。

以下に、特に、より具体的に保護強化及び活用促進を図るべき事項について、当フォーラムとしての意見をとりまとめ、提出するので、よろしくお取り計らい願いたい。

育成者権取得・権利行使を容易にするための方策

1 育成者権の権利付与手続の充実と迅速化

「審査官に係わる人材養成・確保」については、今後、ますます種苗の国際的な流通が活発になることから、海外審査関係機関との連携協力、人材交流が重要である。海外機関においては、審査に係わる人材は専門職化し、長期間にわたって審査に係わる業務を担当している。このような中、わが国のように、数年で審査官が交替するような体制では、海外との密接な協力関係構築には、大きな支障をきたすと考えられる。審査官を専門職として採用するなど専門職としての育成を行い、より強力な審査体制を構築すべきである。

2 侵害対策支援業務の充実・活用等

品種保護Gメンの活動については、現在のような侵害現場への同行・情報収集のみでは不十分である。品種保護Gメンに、肥料や飼料の検査のように法律に基づいた立入検査などの特別な権限を与えて、市場等での侵害情報把握などに、より積極的な活用を図るべきである。

3 特性調査項目の過多指定の見直し

「過多指定の見直し」については、実質的に、育成者権者の権利保護強化につながることであり、積極的な見直しを図ることが必要である。

また、特定の主要品目（マ-ケット規模の大きなもの）に係わる審査基準の見直しと平行して、登録品種数の少ないマイナ-作物についても早急な審査基準の見直しと簡素化を行うべきである。

4 制度改正を視野に入れた検討

「現状」については、自家増殖の問題を採り上げ、国際条約で原則禁止になっていること、わが国では農業生産者側の育成者権尊重の意識への障害になっていることなど、具体的に踏み込んだ記述をしていることを高く評価する。

自家増殖の原則禁止に向けて、より早期に、具体的な検討を開始すべきである。なお、自家増殖を容認する作物の検討を行う際には、民間育成者の意見を十分に配慮願いたい。

個人、中小企業等に対する侵害対策への支援策

個人及び中小企業等に対しては、特許における審査請求料・特許料等の減免・猶予措置のように、品種登録に係わる出願料及び年間登録料の減免措置をとるなど、わが国の育成者権数の増大に向けて、より積極的な支援策を講ずべきである。

1 育成者権侵害に対する相談・助言体制の強化

「育成者権を代行して一括管理し、その保護・活用を図るセンター」の設置について、早急に関係者間での検討を行い、早期の実現を図るべきである。

2 裁判外での育成者権侵害紛争の適正・迅速な解決

「裁判外の紛争処理機関」については、品種の栽培試験やDNA品種識別技術などの高度な専門技術及び専門知識が必要となる。こういった専門技術や専門知識のある関係機関を「裁判外紛争処理機関」として位置付け、その活用を図ることが望ましい。

DNA品種識別技術開発の促進、水際取締り制度等に関する総合支援策

1 DNA品種識別技術の開発

民間が育種に積極的に取り組んでいる作物（野菜、花き、果樹、牧草、きのこなど）についても、DNAマーカーの研究開発を積極的に支援するよう、重ねて、お願いしたい。特に、国際流通量やマーケットサイズを考慮して、実践的な研究開発を行うべきである。また、併せて、産学官による戦略的なDNAマーカーの研究開発体制の構築も積極的に推進すべきである。

2 水際取締り制度の利用

「施策のあるべき方向」については、海外で無断増殖された収穫物等の輸出・輸入を行っている日本側業者もその責任は重大である。わが国の輸出・輸入業者へ、罰則が強化された種苗法及び関税法の周知を図り、育成者権尊重の周知

徹底をより積極的に行うべきである。

意図せぬ権利侵害を防ぐための制度の普及啓発、適正な契約の定着促進の方策

1 登録品種であることの表示の取組み

作物の品種はその増殖がきわめて容易であることなど特許には馴染みにくい種苗の特性に起因する様々な問題があるので、品種登録出願の早期の段階から、手厚い権利保護が必要である。

登録品種の表示では、登録品種だけでなく、仮保護期間中の品種の表示も併せて、同様に表示できるようにすべきである。

現在、当フォーラムで、任意で利用を進めている「PVPマーク」(登録品種及び品種登録出願中(仮保護期間中)を表示するマーク)についても、登録品種及び仮保護期間中の品種の表示方法の1つとして採用し、登録品種及び仮保護期間中の品種の表示の努力義務化の普及啓発の際に、併せて普及・啓発を推進していただきたい。

「登録品種である旨の表示の法制化(努力義務化)」を進めるに当たっては、国内外で多数の品種を扱っている育成関係者の現場に混乱が起きないように、特に、関係者の意見等の聴取を行った上で、慎重に推進を図っていただきたい。

2 適正な許諾契約の定着促進

「施策のあるべき方向」については、大学法学部や法律関係者等へも品種保護制度の周知・啓発活動を積極的に行い、法律的な側面からも、育成者権の保護強化及び活用促進に十分な協力を得られるよう、法律関係者の人材確保も併せて推進すべきである。

海外での権利取得に対する支援策

「施策のあるべき方向」の中で、「権利侵害の可能性が大きい中国、韓国等」と例示されているが、「権利侵害の可能性が大きい『品種保護制度がまだ浸透していない国々等』」と記述を改めるべきである。今後、一層、わが国との間で、種苗や農産物等の輸出・輸入が拡大する可能性のあるアジア諸国とは、関係政府機関が協力し、一体となって、今後、育成者権の保護強化及び活用促進を図るべきである。

海外での育成者権の戦略的な行使方策

1でも述べたように、「育成者権を代行して一括管理し、その保護・活用を図るセンター」の設置を早急に行い、現在、個々の育成者がそれぞれに行っている外国への出願・許諾契約等の業務を、当該センターで集中的に行い、わが

国育成者の海外での育成者権の出願・許諾契約を積極的に支援する体制を構築すべきである。

その他

今回の中間とりまとめの中では全く触れられていないが、「わが国の登録品種の種苗の海外への不法持ち出しの防止」について、わが国の登録品種については、全て育成者の許諾を必要とすることとし、育成者に無断で海外へ持ち出しすることを全面的に禁止すべきである。

現状のように、「品種保護制度の整っていない国への持ち出しは禁止」で、「品種保護制度の整っている国へは、その品種の属する作物が保護対象になっている場合には持ち出し可能であるが、保護対象になっていない場合には持ち出し禁止」ということでは、ほとんどの関係者は実際にその作物の品種を持ち出してよいのか悪いのかわからず、実効があがっていない。このような、わかりにくい海外持ち出し禁止条項になっていることが、わが国の多くの登録品種の海外流失を招いているとも考えられる。わが国の登録品種の海外での積極的な保護強化及び活用推進を図ることが本来の目的であるなら、本とりまとめにおいても、このような「わがの登録品種全てについて、育成者の許諾なしの海外への持ち出し全面禁止」を打ち出すべきである。

以上